



乳幼児医療ワンポイントアドバイス ～乳幼児助成金申請の手続き～



○領収証(レシート)がある場合(氏名、保険診療点数、領収印があるもの)

医療機関・診療月・入院、外来別に分けて申請書(表)の左上にホチキスでとめてください。

ポイント *例えばひと月にA病院と院外処方を受けたB薬局の領収証が1枚ずつあれば申請書を2枚記入することになります。

○領収証がない場合

ポイント 医療を受けた翌月(10日)以降に医療機関で証明を受けてください。

いずれの場合にも申請する際は、必ず保険証をお持ちになって、なるべく受診した翌月に市役所の市民生活課国保担当の窓口へお越しください。

問合せ先 市民課 国保医療担当

水道課からのお知らせ

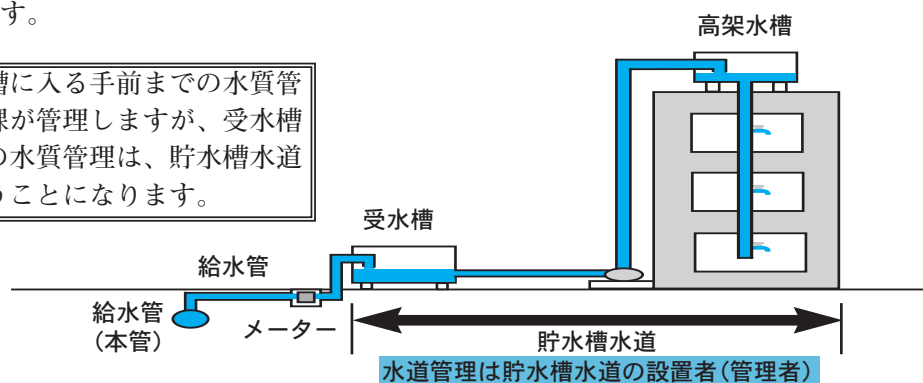
ビルやマンションなどの貯水槽水道の適正な管理について

平成14年の「改正水道法」施行に伴い、都留市では給水条例を改正し、貯水槽水道に関する水道事業者の責務及び設置者の責務について定めました。この条例に基づき貯水槽水道の設置者に対して清掃や検査などの適正な管理の助言・勧告などを行うことができるようになり、適正な管理が行われることとなります。これにより管理の不徹底に起因した衛生上の問題などに不安を感じていた利用者にとっても安心です。

○貯水槽(貯水槽水道)とは・・・

ビルやマンションなどの高い建築物では、水道管から供給された水をいったん受水槽にため、これをポンプで屋上などにある高架水槽にくみ上げてから、各家庭に給水します。この受水槽と高架水槽を合わせた施設を一般的に貯水槽と言います。

※給水管(本管)から受水槽に入る手前までの水質管理は、原則として水道課が管理しますが、受水槽に入ってから蛇口までの水質管理は、貯水槽水道の設置者(管理者)が行うこととなります。



○正しい管理の仕方とは・・・

日頃の管理を怠ると大変な事故につながることもあります。貯水槽水道を設置された方は、正しい管理の仕方を身につけて安全な水を守りましょう。

1. 1年に最低1回以上、専門の清掃業者に清掃を行ってもらいましょう。
2. 貯水槽にヒビ割れや、水槽内に異物の混入がないか定期的に確認しましょう。
3. 各家庭の蛇口から出る水の臭気・透明度などの点検を定期的に行いましょう。
4. 1年以内ごとに、定期的に、厚生労働大臣の指定する検査機関にて検査を行いましょう。

※いつでも安心な水を飲むために、お住まいの貯水槽がどのようなになっているかを点検してみることをお勧めします。

問合せ先 水道課 業務担当